

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―五五―一三六

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条、第二条関係）	別表（第一条、第二条関係）

一 一年を通じて特勤勤務手当が支給される官

署

都道	府県	(略)	長崎県	(略)	所在地	官署	級別	区分
		(略)	(略)	(略)	対馬市厳原 (略)	厳原区検察 (略)	二級地	
		(略)	(略)	(略)	町中村六四	庁		

一 一年を通じて特勤勤務手当が支給される官

署

都道	府県	(略)	長崎県	(略)	所在地	官署	級別	区分
		(略)	(略)	(略)	対馬市厳原 (略)	福岡入国管 理局対馬出 張所	二級地	
		(略)	(略)	(略)	町中村六四	庁		

		鹿児島	県	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	三 対馬市厳原 町東里三四 一の四二
立公園管理	奄美群島国 (略)	徳之島管理 官事務所	(略)	(略)	福岡出入国 在留管理局 対馬出張所
	四級地		五級地	(略)	

		鹿児島	県	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	三 (新設)
護官事務所	奄美自然保 (略)	徳之島自然 保護官事務 所	(略)	(略)	(新設)
	四級地		五級地	(略)	

						沖縄県		
一	野城五五の	石垣市字登	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)	(略)
	庁	石垣区検察	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)	事務所
					三級地	(略)	(略)	

						沖縄県		
一	野城五五の	石垣市字登	(略)	八	石垣市浜崎	(略)	(略)	(略)
	庁	石垣区検察	(略)	張所	福岡入国管	(略)	(略)	(略)
					局石垣港出	三級地	(略)	(略)
					理局那覇支			
					町一の一の			

四五	良字西里三 庁	宮古島市平 平良区検察	(略)	(略)	(削る)	(略)	八	町一の一の 在留管理局 那覇支局石 垣港出張所	石垣市浜崎 福岡出入国
----	------------	----------------	-----	-----	------	-----	---	----------------------------------	----------------

四五	良字西里三 庁	宮古島市平 平良区検察	(略)	の二一	良字西里七 理局那覇支 局宮古島出 張所	(略)	(略)	(新設)	(新設)
----	------------	----------------	-----	-----	-------------------------------	-----	-----	------	------

宮古島市平	福岡出入国
良字西里七	在留管理局
の二一	那覇支局宮
(略)	古島出張所
宮古島市平	宮古島税務
良字東仲宗	署
根八〇七の	
七	
宮古島市平	那覇検疫所
良字下里一	平良出張所
〇一六	
(略)	(略)

(新設)	(新設)
(略)	(略)
宮古島市平	宮古島税務
良字東仲宗	署
根八〇七の	
七	
(新設)	(新設)
(略)	(略)

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>備考1 この表の所在地欄に掲げる所在地の表 示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区 税関石垣税関支署石垣空港出張所に係る ものにあつては平成三十年七月一日、沖 縄森林管理署安波森林事務所に係るもの にあつては同年十月一日、那覇検疫所平 良出張所に係るものにあつては平成三十 一年四月一日）における区域を示し、そ の後における当該区域に係る表示の変更 によつて影響されるものではない。</p>
<p>二 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	<p>二 (略)</p>	<p>備考1 この表の所在地欄に掲げる所在地の表 示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区 税関石垣税関支署石垣空港出張所に係る ものにあつては平成三十年七月一日、沖 縄森林管理署安波森林事務所に係るもの にあつては同年十月一日）における区域 を示し、その後における当該区域に係る 表示の変更によつて影響されるものでは ない。</p>

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。